

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

■こども学資保険（2018）普通保険約款について、「別表13 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態」の備考をつぎのとおり変更いたします。

備考（別表13）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

| 分類項目 | 基本分類コード |
|--|---------|
| ○アルツハイマー病の認知症 | F 00 |
| ○血管性認知症 | F 01 |
| ○ピック病の認知症 | F 02. 0 |
| ○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症 | F 02. 1 |
| ○ハンチントン病の認知症 | F 02. 2 |
| ○パーキンソン病の認知症 | F 02. 3 |
| ○ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症 | F 02. 4 |
| ○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症 | F 02. 8 |
| ○詳細不明の認知症 | F 03 |
| ○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの | F 05. 1 |
| ○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。） | G 31. 8 |

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更いたします。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）または就業不能保険（無解約返還金）（2019）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）または就業不能保険（無解約返還金）（2019）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

■保険料口座振替特約条項について、第2条をつぎのとおり変更いたします。

第2条（契約日の特則）

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当社は、当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間、保険料払込期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
3. 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
4. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

■保障見直し特約条項（2018）について、第14条を新設し、第6条、第7条、第10条および第15条から第17条をつぎのとおり変更いたします。

第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (1) その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。
 - (2) 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われるときは、当社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額または死亡給付金額と見直し後契約の死亡保険金額および死亡給付金額の合計額の割合に応じて支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金または死亡給付金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金および死亡給付金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原

因が生じていたものとして取り扱います。

3. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金または特定疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは特定疾病保険金または特定疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。
 - (2) 見直し前契約等における見直し後契約の特定状態充実保障保険金（A）または特定疾病充実保障保険金に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは特定状態充実保障保険金（A）または特定疾病充実保障保険金を支払わない旨の規定を適用しません。
4. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (2) 見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額（見直し後契約が通増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金または死亡給付金の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。ただし、見直し後契約がつぎのいずれかの場合には、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われるべき事由に該当している場合に限ります。
 - (ア) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (イ) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (ウ) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
 - (エ) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (オ) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (カ) 介護年金保険（無解約返還金）（2018）
 - (キ) 生活障害年金定期保険（2018）
5. 第2項から第4項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ）。
 - (1) 見直し後契約の保険金が特定疾病充実保障保険金の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（A）、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の保険金が特定状態充実保障保険金（A）の場合には、見直し前契約等の特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (3) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (4) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護給付金
 - (5) 見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (6) 見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）
 - (7) 見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金
 - (8) 見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金
6. 第2項から第4項までの規定の適用の際、第5項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）があるときは、第2項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の保険金が特定疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金
 - (2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (3) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金
7. 第2項から第4項までの規定の適用の際、第5項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）があるときは、第2項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の年金が特定疾病年金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、特約介護

保険金および介護給付金

8. 見直し後契約において、第2項から第4項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
9. 第1項から第8項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第7条（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）

1. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特定疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。
 - (b) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。
 - (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
 - (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
 - (b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
 - (ウ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。
 - (b) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。
 - (エ) 第6条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ウ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ウ)に定める限度についてつぎのとおりとします。
 - (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(b)の限度額に加えます。
 - (b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(a)の限度額に加えます。
 - (オ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ウ)および(エ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ウ)および(エ)の規定を適用します。
 - (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）または特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (イ) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (ウ) 見直し前契約等の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額が、見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
 - (エ) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定状態

定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。

- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
2. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第6条の規定を適用し、特定疾病保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。
 - (b) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。
 - (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
 - (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
 - (b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
 - (2) 第6条の規定を適用し、当社が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (イ) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (ウ) 見直し前契約等の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
 - (エ) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
 - (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
3. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第2項各号中「特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と読み替えて、第2項各号の規定を適用します。
4. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第2項および第8条（見直し後契約に特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）第2項の規定を準用します。
5. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第3項および第9条（見直し後契約が特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）第1項の規定を準用します。
6. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第2項、第3項および第8条第1項の規定を準用します。
7. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第3項、第8条第1項および第8条第2項の規定を準用します。

第10条（見直し後契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）および介護年金保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、介護年金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 見直し後契約において支払う介護年金の限度は、つぎのとおりとします。
- (a) 見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき介護年金の額を限度とします。
- (b) 見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額は、見直し前契約等において支払われるべき介護年金（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その介護年金は除きます。）の額を限度とします。
- (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき介護年金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う介護年金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
- (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき介護年金の額が見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
- (b) 見直し前契約等において支払われるべき介護年金（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その介護年金は除きます。）の額が見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
- (2) 第6条の規定を適用し、当社が、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の年金額が見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金額をこえる部分に限り、解除を行うことができます。
- (イ) 見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）の年金額が見直し前契約等における見直し後契約の介護年金に対応する部分を有する主契約および特約の年金額（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その年金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができます。
- (ウ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金額の合計額が、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の年金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
- (エ) 見直し前契約等における見直し後契約の介護年金に対応する部分を有する主契約および特約の年金額（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その年金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）の年金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
2. 第6条の規定により、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金受取人に支払います。
3. 第6条の規定により、見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金受取人に支払います。
4. 第6条の規定により、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の一部が解除される場合、解除されない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）

1. 見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、かつ、見直し前契約等に認知症保険（無解約返還金）（2019）が含まれている場合において、見直し後契約の契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金が支払われる事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険期間満了前である場合に限ります。）には、つぎのとおりとします。
- (1) 見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額と同額までの部分については、契約日からその日を含めて2年経過後に認知症保険金が支払われるべき事由に該当したものと取り扱います。
- (2) 第1号の場合、見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額をこえる部分について、認知症保険金の支払が行われるときは、そのこえる部分の保険金額に対する月払保険料をもとに計算した認知症保険金の額を支払います。
2. 第1項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第15条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）

1. 見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該

当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限り。)、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。

- (2) 見直し前契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約 (H13)、保険料払込免除特約 (H25) または保険料払込免除特約 (2018) (以下本条において「保険料払込免除特約等」といいます。) が付加されていた場合において、見直し前契約に付加されていた保険料払込免除特約等の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後で、かつ、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合 (該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限り。)) には、保険料払込免除特約条項 (2018) における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは保険料の払込を免除しない旨の規定は適用しません。
 - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により保険料の払込が免除されるときは、すべてのパッケージ内契約の保険料の払込が免除されたものとして取り扱います。
 - (4) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が見直し後契約の保険料払込免除特約 (2018) の解除を行う場合には、見直し前契約に保険料払込免除特約等が付加されていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。
2. 第1項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第16条 (見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険 (解約返還金なし型) または無配当終身医療保険である場合の特則)

見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険 (解約返還金なし型) または無配当終身医療保険である場合で、転換価格、変更価格または承継価格が充当されているときは、転換価格、変更価格または承継価格を充当した部分の責任準備金は、第3条 (見直し価格) 第3項第1号には含めず、第3条第2項第1号に含めて取り扱います。

第17条 (見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則)

見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合には、第3条 (見直し価格) 第2項第1号中「責任準備金」とあるのは「解約返還金」と読み替えます。

2019年10月版

契企〔登〕15948-01